

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○議長（佐藤孝義君） おはようございます。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

上着の着衣を許可いたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第45号の質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 日程第1、議案第45号 令和6年度只見町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

昨日、議案の説明まで終了しておりますので、本日は質疑より行います。

質疑はありませんか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 18ページですが、住宅費の住宅整備費。建物購入費として1億5,500万ということで、これと関連して、これまである沖と沖2号の入居者、100パーセントになっているのか。その辺の状況と、それからもう一つは、今回新たに購入する公有財産の、これ、入居後に関する条例などの段取りはどんなふうになるのか。その2点お願いします。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） まずあの、沖住宅、沖2号住宅の入居状況というお話でございます。出入りが相当ありますのであれですけど、現状だと、沖住宅は4戸ありますが満床です。沖2号住宅は9戸のうち今7戸が入居しているというふうに理解しております。

それと、条例の整備の関係でございますけれども、建物、今後、予算を議決をいただき、仮契約、契約議決と進んで、工事進んでいくわけでございますけれども、建物が完成するのが1月下旬の予定ということで、その後、検査をしまして、その完成の暁に議案として条例の提案というような形で進めていく予定としております。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

2番、角田誠君。

○2番（角田 誠君） 恐れ入ります。たぶん、同じ質問になるかなと思います。

只見町建物提案型公営住宅ということで、6月3日の、私、住民説明会のほうにも行かせていただきました。当初、30分か1時間ぐらいで終わるものかなと思ったんですけども、2時間でおさまることはなかったと記憶しております。これ、周知方法、あと住民の理解、得る必要がまだまだあるかなと思うんですけども、これ、町のお金を使って、後で頓挫するようなことがないようにしたいと思っております。

質問内容としましては、住民説明会のほうでも提案ありました排雪の方法。こちらの検討と、あと防火水槽の位置。こちらどうなっているのか。あと住民の要望では、昨日、2メートルの、住宅をバックということで伺ったんですけども、住民からの要望では5メートル以上バックしてもらいたいと、そういう認識があったんですけども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長。

○農林建設課長（星 一君） 6月3日、住民説明会を開催しました。ご出席ありがとうございます。

その住民説明会の中で最終的にとりまとめをいたしました。その中で、防火水槽については、その位置にこだわるものではないと。その近辺に整備をしてほしいんだというような住民からのご意見でありました。ですので、消防団含めて、そういった関係者と協議して進めてほしいという話になったというふうに聞いてございます。そういう話のはずだと理解しています。

それと、排雪についてですけども、昨日もご説明させていただいたというふうに認識しておりますけれども、建設後の周辺除雪につきましては、その状況を確認して不具合があれば改善をしていくというようなことで、その場でそういったお話をさせていただきました。で、そういった中で、建設位置につきましても現状の建物の、現状といいますか、立面図上の建物位置から2メートルほど下げてほしいということだというふうに理解しておりますが、なお、確認をさせていただきたいと思えます。

それと、住民理解ということでございますけれども、その中で最後にとりまとめをさせていただいて、その、今ご意見を、お話のあった件については、結果を、おしらせばんではないですね、周知するような形で、特段、説明会必要ないんで、後で結果をお知らせしてほしいというようなとりまとめで、その場は説明会のほうは終了したということだというふうに認識しておりますので、そういった形で進めてまいりたいというふうなことでお願いをい

たします。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

9番、矢沢明伸君。

○9番（矢沢明伸君） 大きく2点、交通安全対策費と只見の住宅整備費のほうの質問をしたいと思います。

まず交通安全対策費のほうなんです、今般、近隣町村のほうで事件があったということで防犯カメラを設置されるということで、5基ですか。それで、その防犯カメラというのは、どういう、機能というのか、運用管理どういうふうにされるのか。今ですと、よく各町村、ライブカメラというのがあるんですが、そういう形なのか。その辺について教えてください。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長…

○9番（矢沢明伸君） すみません。一緒に住宅整備のほうも話させていただきますが、ただ今あの、提案型住宅の関係も話ありましたが、資料の7ページのほうの、建物配置図見ると、こちらのほうに、後ろに水路があります。そして、この北東側ですか、モンマートから来る道路のほうに側溝というのがありまして、こちらのほうなんです、住宅建ると外構工事で全部舗装という形にされると思うんですが、そうした場合に、こちらの脇の側溝、これ、道路の側溝のようなんですが、後ろの水路から繋がっているんですが、こちらのほう、現在も下の大きい道路とのつなぎ目のところは蓋がかかって、そして、前、住宅あった時のその入り口も蓋というか橋みたいになってる。で、残りは全部開いてます。で、今回、住宅整備されるにあたって、全部舗装をされる場合に、この側溝について、除雪の関係もあると思うんですが、安全上の対策含めて、やはり蓋掛け等の必要性は出てくるんじゃないかなと。後ろのほうの水路についても、昔の、本当に今のU字溝じゃなくて古い水路のような感じだったと思います。その辺についてもやはり排雪の関係もあつたりすると、それから当然、後ろ、結構広いですので、安全上含めて蓋掛けというような、そういう形での施工が必要じゃないかと思うんですが、その辺、住民説明会の中でも話があったかと思うんですが。

あともう一つ、防火水槽については以前、集落のほうで、この地区の上流側ですか、その用地の上側に防火水槽の計画あるので、その辺については十分、集落と協議してくださいという話した記憶もあるんですが、それはあの、先ほどの質問で大体了解いたしました、その水路と側溝の関係をどういうふう到现在考えておられるか。それについて伺います。

町民生活課のほうの防犯カメラ、それから住宅整備に係る周辺の水路、側溝の施工について、よろしくをお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 防犯カメラのお質してございますけれども、防犯カメラにつきましては記憶装置、レコーダーをカメラと一緒に置きまして、そこで記憶させておくという方式でございますので、ライブカメラで常時観察ということではございません。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 今回、住宅整備をする、その周辺の水路の関係でのご質問でございました。

まずあの、町道上照岡線ですかね。モンマートから下りてくる。町道のところの脇に水路あります。一部、蓋掛けがなっているが、その安全上というお話がございましたが、住宅整備をする段で、そこについては蓋掛けをするというような形で予定をしております。

また、その住宅整備をするところ、の裏手にも水路、確かに走っております。そこについては選定委員会の審査委員会の中でもお話がございましたけれども、そこについては既設水路を製品化して蓋掛けをして整備をするように協議を、事業交渉権者と協議をするというようなことで話も出ておりますので、そういった報告で進めていくというようなことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 9番、矢沢明伸君。

○9番（矢沢明伸君） 防犯カメラについては記録装置がそこについていて、何か、事件性のあれがあった場合に、そこからデータを取り出してやるということですね。一般的に大体そういうふうになっているのかなと思うんですが。

あと住宅整備の関係、今、課長のほうから蓋掛けをして、後ろのほうは今後、事業者と協議しながら。で、集落のほうとその辺について、こういう計画で、こういう状況で今進めています。今後、こういうふうにしていきたいという部分の、後ろも含めて外構の関係、それから先ほどの防火水槽も含めてなんです、やはり一連の流れですので、集落とあまり齟齬のないように是非、円滑に進めていただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） ただ今のお質してございます。地元区と十分な協議の中で整備のほう進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 10ページの、今ほどの防犯カメラ設置工事についてお伺いします。

委員会の時もお伺いしました。これ、その犯罪が起こった時の映像提供というお話、今ございましたけれども、犯罪抑止のために防犯カメラ設置してますよというふうなアピールもしてもいいんじゃないかという提案をさせていただきましたけれども、その後、庁内で検討されたのかどうかということが1点。やっぱり、犯罪抑止に繋がったほうが私は良いのではないのかなというふうに思います。

それとあともう一つ、設置にあたって、警察等と協議とか、何か事前に打ち合わせとか何かされるのかなということと、あと設置箇所というのはたぶん、道路管理者である県の土木事務所になると思うんですけども、そうした場合に、構造物のところに取り付けるか、道路脇に取り付けるかという方法が考えられると思いますけれども、その辺のところの協議はどうなっているのでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 防犯カメラのご質問でございますけれども、防犯カメラを設置してますよということで、設置の町というようなこともお話、委員会ではいただきましたけれども、よくあの、お店の中で防犯カメラ設置とかっていうのは貼ってあったりするところありますけれども、一概にそれを、まあ、なんていうんですかね、受け入れてくれる方もいらっしゃいますけれども、逆にあの、嫌な感じを抱かれる方もいるかなというふうには思いますので、抑止力にはなると思うんですけども、そういったところ、少し、まだ協議、どんな形でというものはさらに検討させていただきたいと思いますけれども、やはりプライバシーの問題もありますので、設置の場所についても、例えば個人の家のところ、常時見ているような設置の仕方はいかがなものかなというふうに思いますし、そういったところも検討させていただきたいと思っております。

それで、二つ目の警察との打ち合わせということでございますけれども、警察とも、こういったことをしたいんだということで相談をさせていただきまして、それだとやはりあの、設置の場所について、只見町に入ってくることを抑えて設置してはいかがかなというふうに助言をいただいております。また、設置に本番といいますか、設置するにあたってはさらにまた協議をしたいと思っております。

三つ目に設置場所でございますけれども、設置場所については電気が必要なので、電気が使えるところというところで考えてございます。県の例えば構築物に設置する場合も電気が使用できるところでお願いするような形になるかもしれませんし、また、町の施設もございますので、例えば街路灯もありますし、あとは、まだあの、検討の段階ですけども、集会施設や、あるいはポンプ小屋等ですね、そういったものの中から適切な場所を選定いたしまして、ある程度、エリア的には決まっているんですけども、その中からまた条件の良いところを設置にあたっては考えながら運用してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐藤孝義君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） そうすると、5基で150万程度ということは、1基30万ぐらいにはなると思うんですけども、まだその設置箇所とか、どういう工事をやるのか、はっきりお決まりにならない段階での予算提案ということになりますけれども、実際に、この予算で十分間に合う予算なんでしょうか。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 建物には構築物に設置、記憶媒体もまあ、雨にあたらなところといいですか、ある程度そういう、防除できるというところで考えておりますので、一応、候補としてやはり、そういった集会施設の軒下とかですね、町有施設の軒下とか、そういったところも考えられますし、あとはスノーシェット、これは先ほどおっしゃいましたけれども県の、その打ち合わせが必要になるかと思ひますけども、そういったところ設置する部分の費用と、カメラの台数で積算しておりますので、予算についてはこちらのほうでできるというふうに考えてございます。

○議長（佐藤孝義君） ほかにございませつか。

7番、小沼信孝君。

○7番（小沼信孝君） 18ページの建物購入の件なんでございませつか、確認させてください。

前回、委員会で説明された折にですね、今、盛んに出ます防犯カメラの件で、新設される住宅であれば、防犯カメラ等必要じゃないのかという話をしたわけですが、その件、検討されてどのようになったか、お願ひしたいと思ひます。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） ただ今のお質しでございませつかけれども、優先交渉権者が決定を

いたしまして、その交渉権者が事前の測量を先週から入っております、今まとめに入っているというお話を聞いてございますが、それ、来週にそういった協議の場を持つ予定としております。委員会でそういったご意見ちょうだいをしたことも覚えておりますので、それも含めて協議をしてまいりたいという考えでございます。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

1 番、中野大徳君。

○1 番（中野大徳君） 16 ページの夢ある農業応援事業補助金であります、駆け込み需要でだいぶあったようです。これ、3年で一応、区切りですが、是非ですね、これ、皆さん、助かってるといふか、そういったもので、是非継続していただきたいなど、そういうふうに思います。

以上です。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） ただ今のお話しでございます。昨日の予算提案の中でもお話をさせていただきました。3ヶ年事業の最終年度ということで、当初500万を予定しておりましたけれども、既に交付決定、さらにまだ相談中のものがあって、非常に多いというような状況になってございます。

今後につきましてでございますけれども、現在、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画を集落の皆様方に策定をしていただきたいということで我々、農林建設課のほうで集落に出向いてお話を、協議の場を持っておりますけれども、議員おっしゃったようなご意見がやはり多いです。地域計画、10年後にどんな集落の農地の管理ができるのか。それぞれ、そういった計画をまとめていく中で、どうしても担っていく方々の農業機械等への不安の声やはり多いですので、当然、国県の補助もありますけれども、そこまで、なかなか今厳しい状況もあります。国県補助を受ける段で。そういった中で小中規模の方も含めて、やはり底支えをしてほしいというお話がございます。担当課といたしましては、今年度で事業の終期を迎えますけれども、リニューアルをして、そういった同様な、同様といいますか、そういった助成をして、優良な農地の確保に努めていきたいというような考えでおりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 1 番、中野大徳君。

○1 番（中野大徳君） やはりあの、農業機械も、やはり相当、今、高価になりまして、例え

ば農業やってる人が今まで同じ面積でやってるわけですよ。そうすると、やはりどうしても経費の面で買い替えるとか、壊れた時に、やはり相当、今、負担になってるようです。もう新車なんか買えねえなんていう人もいますけども、これは中古も当てはまると思いますが、是非その機械も値上がりの分も是非加味していただいて、パワーアップとおっしゃいましたけども、ボリュームを持たせて、是非、新しい、3年スパンなら3年スパンで、施行してほしいなど、そういうふうに思います。

以上です。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） ありがとうございます。

担当課といたしましては、先ほど申しましたとおり、本事業、終期を迎えますけれども、リニューアルをして継続を、継続といいますか、そういった支援を継続してまいりたいという考えでおります。あと、それ以外、その、新しい事業の構築につきましては、内部、庁内で改めて検討させていただいて、担当委員会にもご相談をさせていただきながら、構築に向けて努力をしてまいりたいという考えでございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤孝義君） ほかに。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 先ほどの18ページの住宅整備費の関連ですが、先ほど9番議員から水路の問題も出されましたけど、これ、今回、建物購入費ということで、当然、造成工事、別途、出てくると思うんですが、その辺は別途の予算立てて提案されるんですか。

それと、その際の財源措置はどんなふうに考えているか。それをお願いします。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 建物購入費という予算でございますが、一体的整備ということで、建物、さらに外構、両方で実施をするということで、ただし、契約の中では、建物の完成を1月下旬、外構を5月下旬、これから契約ですけれども基本協定ではそういった形で進めてまいりたいという考えでございます。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

4番、菅家忠君。

○4番（菅家 忠君） 18ページの克雪対策について伺いたと思います。

主に屋根の内容であったかというふうに承知しておりますけれども、昨年度もあったというふうな記憶でございます。事業の、需要があるということです、事業のスピードアップが図れないかなというところの観点で質問をしたいと思います。

特に浅雪関係で早めて事業をされているというところなので、実際に屋根を塗装される季節というのは今ほど春の時期というのが一番よろしいのではないかなというふうに思っております。けれども、今、この補正で対応すると、動くもの、動いてないものがあるのではないかなというふうに思っておりますので、例えばですね、お考えが、制度の変更のお考えがあるかという質問であります。例えばですね、本年度の事業であれば、一年前から募集をするだとか、例えばこの4月から募集を開始して広く募集して、そうすると、例えば屋根の状況も雪がない状況で屋根の状態が見れる。で、12月で一旦閉める。その間に予算が組める。そうすると補正予算もなく、そうすると事業者さんも次の時の仕事の予定が組みやすいという、で、春から仕事ができるというふうに私のほうは思ったりとかしたんですけども、そういう制度のところ、今の内容で良いのか。そういうお考えを更新するお考えがないのかというところの質問であります。よろしくお願いたします。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） ご質問ありがとうございます。

本年度につきましては、議会2月会議で債務負担をいただいて、3月から本年は募集をさせていただいて、交付決定が4月20日だった、第一弾が、だったと記憶してございます。昨年ですと、交付決定が1ヶ月半ぐらい、たぶん、遅かったかもしれません。そういったことも含めて、今回実施をさせていただきました。議員がおっしゃることはまあ、春すぐ、事業の展開ができたほうが効率的であるし、事業者さんからもそういった事業の組み立てもできやすいのではないかとご質問であろうと思います。確かに議員おっしゃるとおりだと思います。それがあの、2月会議で良かったのかというのはありますけれども、債務負担という制度もありますので、その辺り、なお、内部で改めて検討をしまして、より有効な形で事業が展開できるように検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第45号 令和6年度只見町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第46号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第2、議案第46号 令和6年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それでは、議案の説明の前に資料の配付の許可をいただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それでは、議案第46号でございますが、補正予算の説明の前にですね、ただ今お配りしました只見町国民健康保険税課税関係資料に基づきまして、令和6年度の国保事業会計の補正に係る国保税の算出の根拠について簡単にご説明をさせていただきます。

お配りしました資料、1ページおめくりください。

資料1-1となっております。

国民健康保険につきましては、平成30年度から財政の運営主体が県になってございます。町につきましては国民保険税を徴収しまして県に納付する形となっております。納付する額につきましては県が試算をしまして、町に通知をいただいて、町はそれに基づいて国保税を算出するという流れになってございます。

まず資料1-1の一番上の表をご覧ください。国民健康保険税の算定についてということで、納付金額①でございますけれども、こちらについては県が試算した今年度の国民健康保険税の納付の本算定の額となります。8,550万4,973円ということで、前年度に比べまして890万円ほど減額となっております。また、当初予算で仮算定の段階でお願いした額よりも約16万円ほど下がっているという状況になってございます。

続いて、その表の隣ですね。調整額プラス②とありますが、これは他の会計へ支出する額となっております。詳細につきましてはその下の調整プラスとなっている表をご覧くださいと思います。内訳になってございます。

また、上の表に戻りまして、調整額マイナス③とございます。これにつきましては国保税に関して県から交付される額となっております。それがその下の、また下の段の調整マイナスと書いてある部分が内訳になってございますのでご覧をいただきたいと思います。

これを差し引いた額、県に納付する額、ほかの他の会計へ支出する額から入ってくる金額を差し引きまして、保険税総額④を割り出してございます。その額に対しまして収納率98パーセントで割りまして、調整保険税所要額、これぐらい必要だろうという金額を割り出しております。そこから保険基盤安定繰入金⑥ということで、国民健康保険税については低所得者の方に支援する、軽減するという制度ございますので、その分を一般会計から繰り入れておりまして、その分を差し引きまして、今年度、国保税の所要、必要となる額⑦6,182万5,027円という数字を計算をいたしました。

この保険税を徴収するにあたりまして保険税率を決めていくわけなんですけれども、2ページにまいりまして資料1-2です。今年度につきましては3パターンで試算をいたしました。①としまして、税率を昨年度と同じ額にする据え置きで計算した場合。②としましては、市町村の標準の保険料率ということで、こちら参考値ですけれども県のほうで公示のあった税率。③が先ほど言いました必要な保険税を集めるためにそれに合わせた税率と

なっております。必要額を徴収するとなりますと③でございますけれども、税率が上昇するという状況になります。これはあの、原因としましては、昨年度の所得が下がったというのが一つの原因になります。

その下の大きい表でございます。据え置き税率による試算結果ということで、試算をいたしましたところ、税率を据え置いた場合については全体で814万8,000円、税金だけでは足りないという状況になります。で、先ほども申しましたが、これにつきましては平均課税所得が前年度と比べまして約10万円ほど下がっている。そのために所得割による税収というのが確保できないというような状況になっているということが原因となっています。国保税につきましては、令和11年度を目途に福島県内で税率を統一するという計画になってございます。統一となりますと、税率は今後、上昇していくことが考えられますので、本来であれば、税率を上げて補うべきところだろうというふうに考えてはおりますけれども、昨今の物価上昇でありますとか、現実的に所得が減っているということも鑑みまして、今年度につきましては税率を据え置きまして、その不足分として基金を活用したいというふうに、活用することといたしました。そのため2ページの一番下には、税率変更は行わないで据え置きとしたいというふうになってございます。

続きまして、その数字の根拠となるものが3ページから4ページに対しましての資料2、資料2-1・資料2-2となっております。

こちらが算出の基礎表ということで、2-1については医療プラス支援金ということで、74歳までrの国民健康保険の全員の方の数字となっております。基準日は4月の1日でございます。世帯数が533世帯ということで、前年度と比べて24世帯の減となっております。被保険者数につきましては780人ということで、こちらも前年度から45人ほど減となっております。中段の表、式でございますけれども、現年の課税総額に対しまして月割りの減額率及び収納率を掛けて、保険税の収入見込額というものを算出しております。これがあの、税率の基本となる数字になっています。右側の下ですが、一人当たりの平均課税所得というところで、これが令和5年度から比べますと、令和6年度は10万円ほど下がっているという状況になってございます。

続いて、資料2-2、4ページにまいりまして、介護納付金分ということで、こちらは40歳から64歳までの介護保険の第2号被保険者の分となります。こちらについては世帯数196世帯ということで、前年度から8世帯ほど減、被保険者数につきましては235人と

ということで7人の減となってございます。こちらも同様に現年課税総額に月割り減額率及び収納率を掛けて、保険税収入見込額を算出をしております。こちらの令和6年度の平均課税所得については昨年度と大きく変更、若干下がってはおりますけど、大きい変更はこちらの分についてはないという状況です。こちらで算出した資料が前の資料1-2の据え置き税率のところの③の数字になるということでございますので、こちらは後でご確認いただければなというふうに思います。

続いて、資料5ページ・6ページになりますが、こちらは所得税別の試算例というふうになってございまして、今年度については据え置き税率ということで、前年度からの増減はございません。後程ご覧いただければと思います。

また、7ページ・8ページにつきましては予算となっておりますので、こちらは予算書のほうで説明をさせていただきます。

資料9ページ、資料の5でございます。こちらが療養給付費の推移ということで載せてございます。令和5年度につきましては令和4年度と比べますと給付のほうが伸びている。今後も伸びるだろうというふうな予想がされます。令和6年度の数字については予算ベースで載せてありますので、高い金額になっておりますが、今後も上昇するだろうと、伸びていくだろうというふうに予想をされているところであります。

資料10ページ目まいりまして、こちら国民健康保険給付費の支払準備金の額ということで基金の部分になります。こちらの基金のほうから、今回不足の分を補いたいというものでございます。左側の表を見ていただきますと、基金の上限額と積立の上限額とありますが、基金の上限額につきましては保険給付費の3ヶ年の平均の4分の1ということで条例のほうに定めておりますので、5年度については8,597万6,933円となっております。また、積み上げる上限額につきましても3ヶ年平均の100分の5ということで、こちらも条例に定めておりまして、今年度は1,719万5,398円となっております。その下の表、令和4年度末での基金の保有額ですが、9,194万3,334円でありました。令和5年度分には特定健診分、そして財源不足分ということで、昨年、税率を引き下げましたので、合わせて1,166万3,000円を取崩しをしております。令和5年度末の基金の見込額については8,028万6,172円ということで上限には達しておらない状況です。また、積立可能額についても、その下の569万821円となっております。ここから不足分を使わせていただくという考えになります。

11ページからは準備基金の過去の収支でありますとか、近隣町村の国保税の推移となつてございますので後程ご覧いただければと思います。

ただ今説明しました内容につきましては5月30日に国民健康保険税の運営協議会のほうで提案をさせていただきまして、原案妥当ということで承認された内容となっております。

これに基づきまして、6月の補正予算のほうをお願いをしたいと思います。

予算書のほうに戻りまして、令和6年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）ということで、歳入歳出予算の補正になりまして、歳入歳出それぞれ53万2,000円を追加しまして、4億6,753万2,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分、当該区分ごとの金額、補正後の金額については第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

1ページおめくりいただきまして歳入でございます。第1表でございますが、国民健康保険税から繰越金、合わせて53万2,000円の増でございます。

2ページまいりまして歳出です。こちら国民健康保険事業費納付金と予備費で53万2,000円の増となっております。

5ページ目から説明をいたします。

歳入。国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税ということで、こちらは減額となっておりますが、据え置き税率によりまして医療給付費分と後期高齢者支援金分については減額となっております。介護給付費分については増という状況でございます。

その下、繰入金でございます。一般会計繰入金としまして、保険基盤安定繰入金ですが、こちらは低所得者の保険税の軽減分ということで、一般会計から町の分と、あと県からくる分と入れておりますので、それも据え置き税率にしたことによりまして当初からの減という状況になってございます。基金繰入金につきましては先ほどご説明いたしましたとおり、財源が不足する分を基金のほうから繰入れたいということで500万円の増をお願いをしております。

繰越金でございますが、こちらは前年度分ということで増額のお願いです。

6ページまいりまして歳出でございます。

こちら国民健康保険事業費納付金ということで、こちら県に納付する額となっております。本算定による通知がきましたので、その額に合わせての補正となります。医療給付分、

あと後期高齢者支援金分については本算定による増、そして介護給付分につきましては本算定による減となっております。

予備費を増額して調整をしてございます。

説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

ありませんか。

3番、酒井右一君。

○3番（酒井右一君） これあの、平成6年度歳入歳出予算全般のことについて、この補正予算から見えること、ですが、今回の診療所の関係で最終的にはこの予算規模は小さくなると見込まれますか。まだそこまで考えていらっしゃいませんか。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 施設会計の操出金のことかなというふうに思ってお答えをいたします。

現状、今の時点で、予算規模が小さくなるというのは、私のほうでは今のところは考えてはございません。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 最初の資料説明のところですが、今年度の税率、据え置きで良いかと、それも良かったなと思うんですけども、今後、県で統一になった時に、そうなった場合には、いきなりポンと上がる可能性というのがあると思うんですけども、そうなった時はどのぐらいの上昇が、負担が見込まれるようになると試算されますか。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 保険税の税率の上昇は間違いないことというふうに見込んでおりますが、実際その税率がどうなるかというのは非常に、単純に計算をすぐできるものではないんですけども、去年の時点で試算をしますと、約、保険税で1.5倍程度の増になるのではないかとというふうに試算はされております。ただ、急激にですね、上げるというのはやはり負担が非常に大きいので、先ほど、以前にも説明したことはあるかなと思いますけ

れども、基金を計画的に使用をして、税率の上昇はなるだけ緩やかにしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（佐藤孝義君） 10番、鈴木好行君。

○10番（鈴木好行君） 是非ですね、そういった形で負担をあんまり感じさせないような上昇、上げるしかないんでしょうけど、最終的には。していただきたいなと思うのと、基金にも限りがございますので、その基金のほうの予算獲得に向けて努力していただきたいなと思います。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 基金、非常に重要な部分だと思っておりますが、その基金の使用につきましても、保険税率の統一後、町村で使える見込みと今のところなっておりますが、その辺の見通しがまだ県のほうから示されておられませんので、上手に計画的に使いながら、町民の方の負担を少しでも軽減していくというような形にしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） ほかにありませんか。

8番、山岸国夫君。

○8番（山岸国夫君） 今の、関連しての、保健福祉課長の答弁との関連で、基金の活用ですけど、これ、委員会の時にも私話したと思うんですが、県との調整という発言なさったと思うんですが、基金は本来、町の財源で町民の財産です。そういう意味では、県との調整というよりも、県が只見町の一地方自治体に対して基金の活用云々どうのというのは、これは財政法上からも大きな、私は間違いじゃないかと思っております。町単独の会計持っていて、それで町の運用してるわけですから、これ、やはり町としても、町民の施策についてきちっと考えていくという立場から、この基金の活用の扱いについては判断をお願いしたいというふうに思います。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 県のほうでも、基金のその使用の仕方について、特にお示しをしているわけではないんですけれども、やはり県内の各町村の中では基金を保有している町村あるいは無い町村もございまして、その税率の統一に向けて、その、不公平ではないんですけれども、そういったご意見も出ておるようです。その基金の、いつまでに使うのかとか。それについては県が中心となってワーキンググループ等で検討を昨年までされてきて

いたんですけれども、現時点でその結果が出ていないということで、当面は勿論、町の今までの予算で積み立ててきた基金でございますので、今回はあくまでも税率の統一であって、後期高齢者医療のような広域化ではありませんので、基金の吸い上げといったような形にはならないものと私のほうでは見込んでおりますけれども、例えば期限を切られるとか、そういった制約は今後、考えられないわけではないので、そこも見越した基金の利用の仕方を考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（佐藤孝義君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第46号 令和6年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第47号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第3、議案第47号 令和6年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それでは、議案第47号 令和6年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

令和6年度只見町の介護保険事業特別会計補正予算については、次に定めるところによるということで、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ787万円を追加をしまして、総額を7億9,087万円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分、当該区分ごとの金額、補正後の予算の金額につきましては第1表によるものであります。

1 ページおめくりいただきまして、第1表、歳入でございます。繰越金と諸収入合わせて787万円の増額でございます。

2 ページまいりまして歳出です。こちらは諸支出金と予備費で787万円の増となっております。

5 ページ目から説明を申し上げます。

歳入でございます。繰越金。こちらは前年度からの繰越金ということで548万8,000円の増となっております。

諸収入ですが、こちらは過年度分の収入ということで、介護保険給付費、令和5年度分を精算をしまして、県からの負担分が不足していた分を今回、収入として入れるものということで増額の補正となっております。

6 ページまいりまして歳出でございます。こちらは諸支出金ということで償還金及び還付加算金となっております。償還金につきましては事業の精算によりまして還付が発生をしましたので、還付じゃありませんでした。返還が発生しましたので介護給付費分として国庫と支払基金に返還する分。あとは地域支援事業分として国県支払基金に返還する分ということで計上をさせていただいております。

続いて、第1号被保険者の保険料還付金ということで、こちらは令和5年度に還付が発生した分で、未還付だった分について今回計上をさせていただいて、今年度で還付をしたいと考えてございます。

予備費を減額して予算を調整してございます。

説明は以上となります。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第47号 令和6年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第48号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第4、議案第48号 令和6年度只見町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 令和6年度只見町農業集落排水事業補正予算（第1号）であります。議案第48号であります。

1ページでございますけれども、第1条、令和6年度農業集落排水事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによります。

第2条、予算第3条に定めた営業外収益の金額を次のように改める。

収入でございますけれども、第1款、農業集落排水事業収益、既定予算に補正額98万3,000円を補正いたしまして、1億8,321万4,000円とするものでございます。

こちらの内訳については第2項の営業外収益の98万3,000円でございます。

支出の第1款、農業集落排水事業費用でございます。既定予算1億8,223万1,000円に98万3,000円を補正いたしまして、1億8,321万4,000円とするものでございます。

こちらのほう、第1項の営業費用に98万3,000円を補正するものでございます。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 職員給与費でございます。既定予算額544万6,000円に補正額98万3,000円を補正いたしまして、補正後の予算額642万9,000円とするものでございます。

第4条、予算第9条中1億7,056万円を1億7,154万3,000円に改めるものでございます。

めくっていただきまして、説明書でございます。

4ページでございますけれども給与費明細でございます。今回の補正につきましては職員の定期人事異動に伴う補正でございます、そちらに伴う給与の増になります。ご覧いただければと思います。

5ページでございますけれども、補正予算の明細書でございます。

収入であります、農業集落排水事業収益に98万3,000円を補正いたしまして、6,413万2,000円とするものであります。

支出でございますけれども、農業集落排水事業費用でございます。その中の給与、手当、そして賞与引当金繰入額、合わせて98万3,000円を補正するものでございます。

説明は以上です。

○議長（佐藤孝義君） 説明がおわりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第48号 令和6年度只見町集落排水事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎専決処分の報告について

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第5、報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。

それでは、専決第1号 只見町税条例の一部を改正する条例から専決第11号までを順次、担当課長より説明を求めます。

町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。

専決第1号 只見町税条例の一部を改正する条例ですが、説明の前に資料の配付の許可をお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 許可します。

〔資料配付〕

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 今回の税条例の一部を改正する条例でございますけれども、大きく三つであります。

令和6年度分の個人の住民税の定額による特別税額控除の実施。二つ目が固定資産税の現行負担調整措置等を3年延長するもの。そして、固定資産税の再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置の2年延長でございます。

お配りいたしました資料、1ページが改正概要となっております。

そして、その後に新旧対照表がございます。

そして、もう一つ、資料がございまして、個人住民税の定額減税についてということで資料が一枚ございます。

まず個人住民税の定額減税についての資料をご覧いただきたいと思います。

わが国経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年度税制改正において、令和6年度分の所得税及び令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されております。

対象となる方でございますけれども、前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者。減税額については本人、配偶者を含む扶養親族一人につき1万円ということでございます。徴収の方法については、①給与所得に係る特別徴収でございますけれども、令和6年6月分は徴収されず、定額減税後の税額が令和6年7月から令和7年5月分の11ヶ月で分散されて均等に徴収されるものでございます。普通徴収でございます。②でありますけれども、定額減税前の税額を基に算出された第1期分の税額から控除され、控除しきれない場合は第2期分以降の税額から順次控除されるものでございます。③番でありますけれども、公的年金等に係る所得に係る特別徴収でありますけれども、定額減税前の金額を基に算出された令和6年12月分の特別徴収額から控除され、控除しきれない場合は令和6年12月分以降の特別徴収税額から順次控除されるものでございます。その他でございますけれども、この三つ目にありますけれども、減税しきれない場合は別途給付金、調整給付が支給されますということで、そちらのほうは今後、町のほうで計算をしまして、秋ごろになると思いますけれども、その分については皆様にお知らせして行う予定にしております。

戻りまして、新旧対照表の1ページをご覧いただきたいと思いますが、第51条でありますけれども、こちらのほうは今ほどの減税に関する、職権による減免を可能とする既定の追加でございます。下にいきまして、第71条。これは固定資産税でございますけれども、こちらのほうも既定の追加。一枚めくっていただきまして2ページ目につきまして、第138条の3につきましても、職権による減免を可能とする既定の追加でございます。2ペ

ージ目の附則第7条の5でありますけれども、ここから令和6年度分の個人住民税の特別減税控除に係る規定の新設でございます。3ページの第7条の6からずっといきまして、6ページの第7条の7、ずっといきまして12ページの第7条の8まで同様でございます。第8条につきまして、12ページの第8条につきましては、条例の条ずれによる改正。そして法律改正に合わせての改正でございます。特別税額控除額の算定に用いる所得割の額について、当該既定の適用後のものとなるよう読み替え規定を追加してございます。13ページですけれども第10条の2でありますけれども、こちらのほう法律改正に合わせての改正、項ずれの改正になってございます。14ページですけれども10条の3。こちらのほうも法律改正に合わせての新設でございます。認定、長期優良住宅に係る特例について申告者の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用することができる規定を新設してございます。以下、規則改正に合わせての改正、条例の項ずれの改正となっております。17ページでございますけれども、第11条につきましては、これは年度の法律改正に合わせての年度更新でございます。令和4年から5年というものが令和7年度・8年度に年度の更新になっております。以下、次ページになりますが、17条の2、年度の更新について、ずっと、21ページの13条、15条まで、年度の更新になります。22ページの16条の3につきましては法律改正に合わせての改正でございます。特別税額控除の対象となる所得割の額について上場株式等の配当所得の分離課税分の個人住民性の所得割の額を含める読み替え規定の追加でございます。16条の4につきましても同様に、こちらのほうは読み替え規定でございますが、分離課税分の個人住民税についてのものがございます。事業所得等によるものがございます。そして、17条の3でございますが、こちらのほうも法律改正に合わせて、以下、17条の3、18条の5、19条の2、20条の2、そして附則第20条の2、附則20条の3につきまして法律改正に合わせての改正でございます。詳細につきましては改正概要をご覧くださいと思います。

以上です。

続いて、専決第2号 只見町国民圏方保険税条例の一部を改正する条例であります。

説明の前に資料の配付の許可をお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 許可いたします。配付してください。

〔資料配付〕

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 専決第2号であります。

只見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。

只見町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中、22万円を24万円に改める。

第22条第1項中、22万円を24万円に改め、同項第2号中、29万円を29万5,000円に改め、同項第3号中、53万5,000円を54万5,000円に改めるものでございます。

附則で、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

2といたしまして、改正後の只見町国民健康保険税条例の規定は令和6年度以降の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお、従前の例によるものでございます。

令和6年3月31日でお願いしております。専決しております。

資料を、お配りいたしました資料、専決第2号資料でございますけれども、先ほど申し上げました。こちらのほう、後期高齢者支援金分の課税限度額が22万円から24万円に引き上げるもの。そして、減額措置に係る軽減判定所得の基準額の引き上げ、5割軽減、29万円から29万6,000円に引き上げるもの。5割軽減、53万5,000円から54万5,000円に引き上げるものでございます。

内容につきましては新旧対照表をご覧いただきたいと思っておりますけれども、第2条の24万円の改正。そして新旧対照表の、見ていただきますと、24万円の、22条で下線引いてあるところが改正になってございます。以下、先ほど申し上げました、2ページには29万円が29万5,000円という改正になってございますし、3ページでございますけれども53万5,000円が54万5,000円という改正でございます。

説明は以上です。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 続きますので、専決第3号でございます。

令和5年度只見町一般会計補正予算（第7号）でございます。

歳入歳出予算の補正ということで、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額から1億2,687万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ59億3,543万4,000円とさせていただいたものでございます。

2項としまして、款項の区分及び補正後の額ということで、第1表でございます。

第2条におきまして、繰越明許費の変更、また追加について、第2表のほうでお示しをしてございます。

地方債補正でございますが、第3条で地方債補正、第3表を計上してございます。

これにつきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、3月31日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

1ページにつきまして、第1表でございます。今回、町税から、2ページ、3ページ、町債まで、それぞれの歳入の実績に基づきまして補正をさせていただいてございます。総額が1億2,687万5,000円の減額となっております。

4ページから歳出でございます。この議会費から公債費まで、それぞれの実績また不用額の減額が主になってございますが、総額で1億2,687万5,000円減額をさせていただいております。

第2表、7ページでございます。繰越明許費の補正ということで、今回、民生費の社会福祉費、電力・ガス・食料品等価格高騰対策重点支援事業でございます。先ほどの6年度の6月補正におきまして事務費の増額をさせていただいておりますが、この部分が本体の部分での繰越でございます。10万円の支給、支援給付金の部分の繰越となっております。教育費におきましては指定文化財の保存修繕事業ということで、総合計画書を作成をいたしました。その印刷部分について繰越をさせていただいて、6年度、執行させていただきたいものでございます。

続きまして、変更ということで、農林水産業費の薪ボイラー導入推進事業につきましては、実施設計費について、若干の減額をさせていただいております。

8ページ、第4表 地方債補正でございます。それぞれの起債におきまして、事業の完了におきまして、事業費確定に伴いまして限度額の減額補正をさせていただいているものでございます。

9ページから事項別明細書となっております。

11ページからご説明を申し上げます。

まず町税につきましてですが、それぞれ町民税、固定資産税、軽自動車税。実績に基づきましてそれぞれ増減の補正を行ってございます。地方譲与税についても実績でございます。

ちょっと飛びまして、15ページ、地方交付税でございます。今般、特別交付税につきまして、1億8,527万1,000円の増額ということで、3月交付部分について増額をさせていただきました。令和5年度の総計で3億6,527万1,000円ということで、前年度比では1億8,100万円ほど減額の交付となっております。震災復興特別交付税につきましても総額で996万円ということで、4年度と比較しますと676万4,000円ほど減額の交付となっております。

そのほか、12款、交通安全対策特別交付金についても実績によりまして減額、今回、交付がなかったということになってございます。

13分担金、負担金についても実績に基づきまして増減をさせていただいております。

使用料についても同様でございます。

手数料も増額でございます。

ちょっと飛びまして国庫負担金。国庫補助金になります。18ページの国庫補助金でございます。新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金でございますが、町内利用商品券等の発行に伴います精算による追加交付がありました。また、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございますが、生活支援給付金、7万円部分の給付金の精算等に伴いまして増額してございます。

以下、補助金、国県支出金につきましては、事業実績に基づきます補助金の精算等となっております。

金額の大きな補正増はその後ございませんが、22ページ、財産運用等についても若干の実績増で増額をさせていただいております。

ちょっと飛びまして、24ページ、寄附金でございます。自然首都・只見応援基金寄附金ということで564万1,000円増額になってございます。総額としまして令和5年度としましては2,564万1,000円ほどのふるさと納税としての寄附をいただいております。下の企業版ふるさと納税寄附金340万減額となっておりますが、実績として160万円の寄附をいただいております。

基金繰入金でございます。財政調整基金として当初、2億7,000万想定してございましたが、これについては全て繰り戻しをさせていただくものでございます。

ちょっと飛びまして、27ページから町債でございます。これにつきましても事業実施で事業費確定に伴いまして、それぞれ減額補正をさせていただいております。

29ページから歳出になります。

議会費におきましても事業実施に基づきましての不用残、減額が主なものとなっております。

一般管理費においてもそれぞれ需要費等については不用残の減額をさせていただいております。

文書広報費、財政管理費、財産管理費、企画費、ともに不用残の減額となっております。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長。

○交流推進課長（目黒康弘君） 続きまして、33ページ目下段となります。

7目、移住交流費でございます。33ページの報酬、旅費に始まりまして、34ページ目にまいります。需要費、役務費、委託料。それから35ページの上段までかかります負担金、補助及び交付金等につきまして、全て事業完了に伴います清算となっております。

引き続きまして、35ページ目にまいります。

8目、ユネスコエコパーク推進費でございます。こちらも同様に、36ページ目の上段までまいります。それぞれ事業の精算に伴います事業費の減額となっております。

36ページ目、9目、ブナセンター費でございます。1報酬。会計年度任用職員の報酬ということで18万円増額ございました。年間の中での報酬で若干不足した分、増額をさせていただいております。そのほか職員手当、それから37ページ目の中ほど下まで原材料費となります。それぞれ事業の完了に伴います減額となっております。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 37ページ、情報システム管理費でございますが、これも事業完了に伴います減額でございます。

○議長（佐藤孝義君） 中央公民館長、目黒祐紀君。

○中央公民館長（目黒祐紀君） 38ページ中段となります。

11目、振興センター費でございます。1節、報酬におきまして3,000円ほど増額をさせていただいております。明和の簡易郵便局職員の休暇代替出勤の関係がありまして若干不足がありましたので、専決にて増額補正をさせていただきました。8節、旅費以降ですね、39ページ、40ページ上段になります負担金、補助及び交付金の交付金まで、全て事業実績に基づきます不用額の減額となっております。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 40ページ、交通安全対策費でございます。事業完了に伴う減額でございます。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 続きまして、財政調整基金費でございます。減債基金積立金ということで、今回、6,000万円積み立てをさせていただいております。今般、利率等の上昇もあり、また後年度の公債費返還への備えとしまして6,000万円の積み立てをさせていただいたところでございます。

続きまして、諸費になりますが、自然首都・只見応援基金積立金につきましては、歳入でも増額をさせていただきましたが、5年度、寄附をいただいた部分を積立をさせていただいて、今年度、活用させていただくというものでございます。41ページでございます。観光施設等整備基金積立金、また地域振興基金積立金ということで、それぞれ1億円ずつ積み立てをさせていただいております。これにつきましても今年度の施設等整備への備えということで積立をさせていただいております。企業版ふるさと寄附基金積立金ということで、これについても5年度、寄附をいただきました160万円を積立をさせていただいて今年度の活用を見込んでございます。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 41ページ下段、徴税費でございます。町税総務費、その下の賦課徴収費、42ページにいきまして、42ページまでが徴税費でございますけれども、事業完了に伴う減額でございます。

下段になりますけれども、戸籍住民基本台帳費におきましても事業完了に伴う減額になってございます。43ページまで続いてございます。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 続きまして、選挙費でございます。これにつきましても減額補正となっております。町議会議員選挙につきましては無投票となったことで減額が大きくなってございます。

統計調査費につきましても同様に不用残の減額ということでございます。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それでは民生費でございます。民生費、社会福祉費、社会福祉総務費です。基本的には事業完了による減額となっておりますけれども、説明の部分で

細かい部分での利用の増等による増減はございます。48ページにまいりまして、負担金、扶助費、共々、基本的には減額でございますが、負担金の介護タクシーの利用が増えたということで、節内で増額の補正をいたしました。

49ページまいりまして、国民年金費については事業完了による減額となっております。老人福祉費につきましても、こちらも事業実績によりまして減額となっております。

50ページまいりまして、障がい者福祉費でございます。こちら報酬としまして会計年度任用職員の報酬の分が年間を通して若干不足をしましたので、今回、増額の補正とさせていただきます。透析バスの運転手の報酬となっております。その他につきましては実績に基づく減となっております。51ページまいりまして扶助費の部分で、こちらも総額としては減額なんですけど、サービスの使用の実績によりまして細節内での若干の増はございました。

53ページにまいりまして、老人保健費ですが、こちらについては操出金の中で介護老人保健施設の特別会計操出金ということで、こぶし苑の委託料の部分なんですけれども、精算により大きく減額となっております。

在宅介護支援センター費及び介護保険費についても実績に基づく減となっておりますが、54ページにまいりまして、介護保険費の操出金でございますが、介護保険事業の特別会計の操出金ということで、介護給付が増えたということで、こちらについては一部増額とさせていただきます。また、包括支援センターの特会への操出金でございますけれども、介護事業分で賄えない部分について一般会計からの分を増額をさせていただきました。

社会福祉活動センター費については実績に基づく減でございます。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 54ページ下段、児童福祉費、1目、児童福祉総務費につきましては報酬から扶助費まで、事業確定による減額でございます。

55ページにまいりまして、児童措置費の3目、母子福祉費につきましても事業確定による減額でございます。

○議長（佐藤孝義君） 保育所長、梁取洋一君。

○保育所長（梁取洋一君） 4目、保育所費でございます。1節、報酬から57ページ、12節、委託料まで、事業実績による減額でございます。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それでは、57ページの衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費でございます。こちらについても事業終了による減額になってございます。58ページ目にまいりまして、総務費の中の操出金でございますけれども、国民健康保険施設特別会計への操出金ということで、運営費で不足する分を増額で補正をさせていただいております。

予防費につきましては、こちらでも事業終了による減額となっております。委託料の一部で健診、あとは予防接種等の実績に基づきまして若干の増減はございますけれども、総額としては減となっております。

61ページ目にまいりまして、償還金ということで、緊急風しん抗体検査のいただいていた補助金で返還が発生をしましたので、こちらは増額の補正とさせていただいております。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 61ページ、環境衛生費でありますけれども、事業完了に伴う減額でございます。62ページまで続いております。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 62ページの保健事業費でございます。こちらにつきましても事業の終了による減額となっておりますが、細節内での若干の不足がありましたので節内での調整をさせていただいているところでございます。

64ページ目にまいりまして、5目の保健センター費でございます。こちらについても事業終了による減額となっております。節内での増減は若干ありますけれども、内容としては減となっております。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 65ページ中段となります。款の5、労働費、1の項の労働諸費でございます。こちら事業の完了に伴いまして減額となっております。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 65ページの下段です。款の6、農林水産業費でございます。

1目、農業委員会費、2目、農業総務費、66ページにまいりまして、3目、農業振興費まで、事業確定による減額でございます。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 続きまして、67ページ目、4目、山村振興費でございます。

こちらにつきましても事業完了に伴います減額となっております。

5目、交流施設費でございます。指定管理料につきまして増額となっております。こちらにつきましては指定管理の協定の中に基づきまして精算をさせていただきました。主に協定のほうで増減が多くございました燃料費、電気料につきまして補正をさせていただきました結果、指定管理料として精算をした額といたしましてこの額を増額をさせていただいております。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 67ページ下段、6目の畜産業費、7目、農地費、68ページにまいりまして農業機械費まで、事業確定による減額でございます。

2項の林業費。1目、林業総務費でございますが、24の積立金が22万8,000円ほど森林環境基金積立金として増額しておりますが、森林環境譲与税の交付額増に伴いまして積立金を増額をしております。

2目、林業振興費、3目、薪エネルギー推進費、70ページにまいりまして林道費、5目、治山費まで、事業確定による減額でございます。

71ページにまいりまして水産業費でございますが、こちらにつきましても事業確定による減額でございます。

○議長（佐藤孝義君） 交流推進課長、目黒康弘君。

○交流推進課長（目黒康弘君） 続きまして、72ページからとなります。

款の7、商工費。項の1、商工費。1目、商工総務費でございます。こちらにつきましては精算項目となっております。

2目、商工振興費でございます。こちらの中ほどの下に委託料がございます。ふるさと納税返礼品業務の委託料、併せまして13の使用料及び賃借料、ふるさと納税システム使用料ということで若干、納税額に応じまして金額のほうを増額とさせていただいて精算をさせていただいております。

73ページ目にまいりまして、中ほどから観光費でございます。観光費につきましては74ページ目まで、75ページ目まで続いてございますが、それぞれ事業の完了によります精算の減となっておりますけれども、75ページ目の18の負担金、補助及び交付金の中ほどになります。雪まつり実行委員会補助金が639万8,000円の増額とさせていただいております。本年、浅雪、それから物価高騰等ございまして、雪まつりのほう開催をさせていただきましたが、その中で精算をしてこの額を最終専決で補正とさせていただきました。

それから5目、観光施設費です。75ページ中段からとなります。こちらにつきましては、76ページまで、それぞれ、委託料、工事請負費、備品購入費と続いてございますが、事業完了に伴います減額となっております。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 77ページにまいりまして、款の8、土木費でございます。

1目、土木総務費につきましては事業確定による減額でございます。

道路橋梁費、1目の道路橋梁総務費でございますが、こちらにつきましても事業完了による減額でございます。

78ページにまいりまして道路維持費でございます。基本的には全て、事業確定による減額でございますが、79ページの委託料、町道除雪委託料852万3,000円の増額をしてございます。こちら、本年、浅雪ではございましたけれども、3月に季節外れの降雪が重なりまして、最終的に補正をさせていただきました。3月分のみで9,300万円の執行がありました。総額2億2,754万円ほどの除雪費がかかってございます。

3目、防雪センター費、5目の橋梁維持費、80ページまで続いてございますが、全て事業確定による減額でございます。

項の3、河川費。1目、河川費から、81ページにまいりまして住宅費の住宅管理費、町づくり事業費の集会施設整備費まで、全て事業確定による減額でございます。

○議長（佐藤孝義君） 町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田功君） 82ページ、消防費であります。

1目、非常備消防総務費、そして83ページの2常備消防総務費、3の水防費まで、事業確定による減額でございます。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 続きまして、84ページ、教育費でございます。

1目、教育委員会費、2目、事務局費、おめくりいただきまして86ページの3目、スクールバス運行費まで、実績に基づく精算の減額でございます。

86ページの5目、奥会津学習センター費の会計年度任用職員報酬につきましては、決算見込みによる増額であります。そのほかにつきましては実績に基づく精算の減額でございます。

続きまして、87ページ、小学校費の1目、学校管理費、88ページにまいりまして、2

目、教育振興費、89ページにまいりまして、3目、只見小学校費から、5目、明和小学校費につきましても実績に基づく精算の減額でございます。

89ページ下段にまいりまして、中学校費、1目、学校管理費、ページおめくりいただきまして、2目、教育振興費、3目、只見中学校費につきましても実績に基づく精算の減額でございます。

92ページにまいりまして、社会教育費の1目、社会教育総務費につきましても実績に基づく精算でございます。

○議長（佐藤孝義君） 中央公民館長、目黒祐紀君。

○中央公民館長（目黒祐紀君） 93ページにまいりまして、2目、公民館費でございます。

1節、報酬から、94ページのほうにまいりまして、13節、使用料、賃借料まで、実績に基づきます不用額の減額となっております。

○議長（佐藤孝義君） 教育次長、吉津なおみ君。

○教育次長（吉津なおみ君） 94ページにまいりまして、3目、文化財保護費から、96ページにまいりまして、4目、ただみ・モノとくらしのミュージアム費につきましても事業確定によります減額でございます。

97ページにまいりまして、保健体育費。1目、保健体育総務費、2目、体育施設費、ページおめくりいただきまして、3目、給食センター費につきましても実績に基づく精算の減額でございます。

○議長（佐藤孝義君） 農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星一君） 99ページにまいりまして、款の11、災害復旧費でございます。

1の農地農業用施設現年災害復旧費から、100ページにまいりまして、公共土木施設の現年災害復旧費まで、実績確定によります減額でございます。

○議長（佐藤孝義君） 総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） 101ページでございます。公債費につきましても最終的な不用残ということで減額をさせていただきました。

予備費につきましても972万円の減額で7,354万2,000円としてございます。

102ページから給与費明細となっております。

大変申し訳ございません。7ページにお戻りをいただきたいと思っております。

繰越明許費の補正でございます。先ほど教育費の指定文化財保存修繕事業の説明で、私、総合計画の印刷費の繰越というふうにご説明申し上げましたが、大変申し訳ございません。叶津番所の浄化槽の改修工事部分の繰越でございましたので、先ほどの説明については修正をさせていただきたいと思っております。

以上、最終専決をさせていただきました予算についてご説明申し上げます。

○議長（佐藤孝義君） 昼食のために、暫時、休議したいと思います。

午後は、1時ちょうどいたします。

休憩 午前11時49分

再開 午後12時58分

○議長（佐藤孝義君） 時間前ですが、全員お揃いのようなので、午前に引き続き会議を開きます。

専決処分の報告についてを議題とします。

それでは、専決処分、第4号から報告を願いたいと思っております。

保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） それでは、専決第4号についてご報告申し上げます。

令和5年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

歳入歳出予算の補正ということで、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,327万8,000円を減額をしまして、総額を4億4,619万8,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分、当該区分ごとの金額、補正後の金額につきましては、第1表によるものでございます。

一枚おめくりいただきまして、1ページ目、第1表 歳入でございます。

国民健康保険税から諸収入まで、合わせて2,327万8,000円の減額です。

2ページ目まいりまして歳出。総務費から予備費まで、合計で2,327万8,000円の減額となっております。

6ページ目からご説明申し上げます。

歳入でございます。

国民健康保険税、一般被保険者国民健康保険税につきましては実績による減額。

県支出金、県補助金につきましては、普通交付金については実績による減でございますけれども、特別交付金につきましては、こちらも実績に伴うものでございますが、特別調整交付金分として増額、あとは県繰入金分としての増額の補正をいたしました。特別調整交付金分につきましては診療所分が大半でございます。

その下の子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業補助金ということで、こちらも実績に基づいての増額の補正となります。

7ページまいりまして、財産収入及び繰入金につきましては、実績に合わせての減額となっております。

8ページまいりまして諸収入でございます。雑入の一般被保険者返納金ということで、こちら令和4年度分の保険金の返納してもらおう分なんですけれども、年度を超えてしまったので収入ということで処理をさせていただくにあたっての増額となります。あとは一般被保険者の第三者納付金ということで、第三者行為が発生をしましたので、それに係る徴収金の増額となっております。

9ページまいりまして歳出でございます。

一般管理費につきましては、概ね、実績による減でございますが、役務費の通信運搬費について不足が生じたので、こちら増額とさせていただきました。委託料についても基本、減額ですが、第三者行為がございましたので、その求償事務を国保連に委託する関係で委託料として増額の補正をさせていただいております。

総務費、徴税费から、10ページまいりまして、保険給付費です。

総務費の運営協議会費までは実績に基づく減となっております。

保険給付費ですが、こちらも11ページにかけまして、それぞれ療養諸費、高額療養費、出産育児諸費、葬祭諸費につきましては実績に基づく減でございます。

12ページまいりまして、保健事業費の特定健診の事業費につきましても実績に基づく減でございます。

保健事業費の保健衛生普及費ですが、こちらも実績に基づく減となっております。

13ページ、基金の積立金、利子分及び公債費についても減額とさせていただきました。

14ページまいりまして諸支出金でございますが、償還金ということで、保険給付の交付の返還金が発生をしましたので、これ、国庫分なんですけれども、令和4年度分ということ

で増額の補正とさせていただきます。

諸支出金の繰入金の直診勘定繰入金ということで、こちらにつきましては先ほど歳入のほうで説明をしましたが、特別調整交付金ということで、国民健康保険施設特別会計のほうに繰り出すために増額となっております。

予備費を減額して調整をさせていただきました。

15ページは給与費明細になっておりますのでご覧ください。

説明は以上です。

○議長（佐藤孝義君） 診療所事務長、横山伸成君。

○朝日診療所事務長（横山伸成君） それでは、専決第5号 令和5年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第4号）でございます。

歳入歳出予算の補正ということで、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,580万4,000円を減額して、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億5,184万1,000円とするものでございます。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表によります。

地方自治法180条第1項の規定に基づきまして、議会の議決により指定された町長の専決処分事項において、上記のとおり専決処分するというので、令和6年3月31日に専決処分させていただいたものになります。

それでは、第1ページでございますが、歳入歳出予算補正で、歳入の分ですが、1の診療収入から、2ページのほうまでですが、補正額としましては3,580万4,000円の減額をさせていただきます。

3ページ目、歳出でございます。1の診療所費と3の予備費で、同じく3,580万4,000円を減額させていただきます。

4ページの地方債補正につきましては、実績に基づいて限度額の変更をさせていただいております。続きまして、7ページになります。歳入でございます。

1の診療収入から、7ページでございますが、11ページの県支出金まででございますが、増減はございますが、実績により補正をさせていただきます。

それで、10ページでございます。繰入金でございますが、補正額が1,401万7,000円ということで、運営費分の繰入金、公債費分の繰入金と、あと先ほど説明のありまし

た特会の分の繰入金、調整交付金でございますが、額の確定によりまして補正をさせていただいております。

続きまして、12ページの歳出からになります。

一般管理費分につきましては、若干、節内での調整等はございますが、実績によります減額になりますが、13ページ中段のところに、24積立金とございますが、これにつきましては国庫診療所運営基金積立金として300万円を基金のほうに積み立てるようにしたものでございます。

13ページの研究・研修費につきましては実績による減額となります。

14ページ、医師住宅費につきましても減額による補正をさせていただいております。

医科管理費のほうでございますが、15ページのところで、若干、旅費と需要費のほうで節内で調整させていただいておりますが、節区分としましては減額の補正をさせていただいております。

続いて、医科医療用機械器具費から、19ページの給食費まででございますが、事業実績に伴います減額のほうをさせていただいております。

以上で報告のほう、終わらせていただきます。

○議長（佐藤孝義君） 保健福祉課長、吉津瑞穂君。

○保健福祉課長（吉津瑞穂君） 続いて、専決第6号 令和5年度只見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について報告をいたします。

歳入歳出予算の補正ということで、それぞれ271万2,000円を減額をしまして、総額を1億5,524万3,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分、当該区分ごとの金額、歳入歳出予算後の金額については、第1表によるものでございます。

1ページにまいりまして、第1表 歳入でございます。

後期高齢者医療保険料から諸収入まで、合わせて271万2,000円の減額となっております。

続いて、2ページ目、歳出でございます。総務費から予備費まで、こちらも合わせて271万2,000円の減となっております。

5ページ目からご説明しますが、歳入の後期高齢者医療保険料につきましては実績に基づく減額でございます。

繰入金につきましても、保険基盤安定繰入金、そして一般会計からの繰入金ということで実績に基づいて減額をさせていただいております。

諸収入につきましても同様でございます。

6 ページまいりまして、諸収入の償還金及び還付加算金についても実績に基づく減、雑入についても同様でございます。

7 ページまいりまして歳出でございます。

総務費の一般管理費から徴収費。こちらも実績に基づく減。

8 ページまいりまして、後期高齢者医療広域連合納付金ということで、こちらも納付額確定による減となっております。

公債費、諸支出金から、9 ページの繰出金、予備費まで、合わせて減額とさせていただきました。

続いて、専決第7号の説明に移ります。報告に移ります。

令和5年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第6号）でございます。

こちらも歳入歳出予算の補正ということで、総額からそれぞれ1,705万1,000円を減額し、7億9,808万8,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分、当該区分ごとの金額、補正後の金額につきましては第1表によるものでございます。

表紙をおめくりいただきまして、1 ページ目、第1表 歳入でございます。

保険料から諸収入まで、合わせて1,705万1,000円の減額でございます。

2 ページ目、歳出ですが、こちらも総務費から、3 ページの予備費まで、合わせて1,705万1,000円の減額となっております。

6 ページ目から説明を申し上げます。

歳入でございます。

保険料。介護保険料でございますけれども、こちらは実績による増減となっております。特別徴収分につきましては減、普通徴収分につきましては増額とさせていただきました。

国庫支出金の国庫補助金でございます。こちら地域支援事業のほうで利用者の増があったということで、交付金増額での交付となりましたので、増額をさせていただいております。

併せて、その下の支払基金の交付金につきましても増額となっております。

7 ページまいりまして、県支出金、県補助金でございます。こちら利用者は増えているん

ですけれども、県費分については、ちょっと割合が、上の国庫支払基金と違いますので、こちらについては減額となっております。

財産収入につきましても実績に基づく減でございます。

8ページまいりまして繰入金でございます。一般会計からの繰入金ということで、介護給付分繰入増額ということで、現年度分については増額とさせていただきました。

基金からの繰入につきましては、基金繰入しなかったということで全額減額とさせていただいております。

雑入についても実績に基づく減額となっております。

10ページまいりまして歳出でございます。

総務費、一般管理費及び総務費の介護認定審査会費につきましては実績に基づく減でございます。

11ページ下段にまいりまして、保険給付費の介護サービス等諸費につきましては、12ページから13ページにかけてでございますけれども、全て実績に基づく補正となっておりますが、12ページ中段の施設介護サービス給付費、こちらについては増額とさせていただいております。

13ページ、介護予防サービス等諸費でございます。こちらにつきましても13ページから14ページにかけまして、実績に基づく補正となっておりますが、介護予防サービス給付費については増額の補正とさせていただきました。

14ページ、保険給付費のその他の諸費、高額介護サービス等費、15ページにかけて高額医療合算介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費につきましては実績に基づく減となっております。

16ページまいりまして、財政安定化基金拠出金については不用残ということで、こちらでも減額です。

地域支援事業費分の介護予防・生活支援サービス事業費から、一般介護予防事業費、17ページまいりまして包括的支援事業・任意事業費につきましては実績に基づく補正とさせていただいております。

19ページにまいりまして、地域支援事業のその他の諸費についても実績に基づく減。

基金積立金については、今年度については59万7,000円積み立てということでの増額の補正でございます。

公債費、20ページにいきまして諸支出金、そして操出金、特定入所者介護サービス等費につきましては実績に基づく減でございます。

最後、予備費で調整をさせていただいております。

22ページからは給与費明細になります。

続きまして、専決第8号を報告いたします。

令和5年度只見町介護保険施設特別会計補正予算（第4号）ということで、歳入歳出予算の補正で、総額からそれぞれ2,631万1,000円を減額をしまして、総額を2億7,804万7,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分、当該区分ごとの金額、補正後の金額については第1表によるものでございます。

表紙おめくりいただきまして、1ページ目、第1表でございます。

歳入。サービス費から県支出金まで、合計で2,631万1,000円の減額でございます。

2ページまいりまして歳出。こちら総務費から予備費まで、合計で2,631万1,000円の減でございます。

5ページからご説明申し上げます。

歳入のサービス収入、介護給付費収入から、その下の自己負担金収入につきましては実績による減額でございます。

使用料及び手数料につきましても同様でございます。

6ページまいりまして、財産収入からも同様ですが、繰入金というところで、一般会計からの繰入金。当初予定していたものよりも、こぶし苑の委託料のほうが減額となりましたので、こちら2,000万円の減とさせていただいております。

諸収入の雑入につきましても実績による補正でございます。

県支出金につきましても同様でございます。

8ページ。こちらから歳出になります。

総務費、施設管理費については実績に基づく減でございます。こちら委託料の部分で介護保険施設運営管理委託料ということで、300万円強減額をさせていただいたので、先ほどの一般会計からの繰入の分が減となっているものでございます。

施設整備費。こちらにつきましては実績に基づく減でございます。

9 ページまいりまして公債費、諸支出金、予備費につきましても実績に基づく減でございます。

10 ページ目から給与費明細となっております。

続いて、専決第9号の報告に移ります。

令和5年度只見町地域包括支援センター特別会計補正予算（第1号）ということで、歳入歳出予算の補正で、総額からそれぞれ120万6,000円を減額をしまして、総額を729万4,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分、当該区分ごとの金額、補正後の金額につきましては第1表によります。

表紙をおめくりいただいて1ページ目でございます。

第1表。歳入。繰入金と諸収入、合わせて120万6,000円の減でございます。

2ページまいりまして、歳出。こちらは事業費から予備費まで、合わせて120万6,000円の減でございます。

5ページ、歳入から説明申し上げます。

歳入ということで、他会計からの繰入金。一般会計からにつきましては不足分を増額で補正をさせていただきました。介護保険事業特別会計からの繰入金につきましては、こちら地域支援事業分を入れているんですけれども、そちら事業実績によりまして繰入の分が減額となりましたので、その分を一般会計から補正をしたという状況でございます。

雑入については実績による減でございます。

6ページまいりまして歳出です。

事業費、居宅サービス事業費でございますが、こちらほとんどが人件費ということで、職員の人件費及び包括支援センターを委託している分で実績に基づく減となっております。

公債費。そして7ページの予備費についても同様でございます。

8ページからは給与費明細となっております。

○町民生活課長（増田 功君） 専決第10号です。

令和5年度只見町簡易水道特別会計補正予算であります。

第1条です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ159万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,761万1,000円とするものです。

第2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに

補正後の歳入歳出予算の金額は第1表によるものとしてございます。

1 ページおめくりいただきたいと思えます。

第1表でありますけれども、歳入。款の1から款の8まで、補正額159万3,000円でございます。

2 ページ、歳出でございます。款の1から款の3になりますけれども、補正額159万3,000円になってございます。

5 ページ、歳入でご説明いたします。

分担金及び負担金でございます。維持費分担金5万円。

そして、続いて、下の款の2、使用料及び手数料。水道使用料でございますけれども、実績に伴う増額でございます。102万7,000円。滞納繰越分が68万円となっております。

以下、下の手数料。そして、その下の給水工事収入と、6 ページにいきまして財産収入、繰入金、諸収入等につきまして実績に伴う補正でございます。

7 ページ、歳出でございます。

維持管理費、目の1、水道総務費でございますけれども実績に伴う減額になってございます。

2 項の維持費でございますけれども、こちらも実績に伴う需要費の減額等になってございます。

8 ページでありますけれども、設備整備費でございます。工事、測量設計。委託料は測量設計。工事は施設補修工事。こちらのほう事業確定によります減額になってございます。

予備費で調整をさせていただきました。

続いて、専決第11号 令和5年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第3号）でございます。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ75万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,219万5,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表によるものでございます。

1 ページでございます。第1表でございます。歳入であります。

2の使用料及び手数料から款の7、諸収入まで、75万2,000円の減額でございます。

2ページ、歳出でございます。

1の総務費、款の1、総務費から、款の4、予備費まで、補正額75万2,000円の減額でございます。

5ページ、歳入でございます。

使用料及び手数料でございますけれども、実績に伴う使用料の増額でございます。

下段の財産収入につきましては実績による減額、そして増額でございます。

繰入金については一般会計繰入金の減額、基金の繰入、若干の増額でございます。

6ページになりますけれども、雑入は確定によります減額になってございます。

7ページ、歳出であります。

款の1、総務費でございます。目の1、総務管理費、目の2、施設管理費ともに事業確定によります減額になってございます。

下段の基金については5,000円の、これは財源の振替でございます。

8ページになりますけれども施設整備費でございます。事業の確定に伴います施設整備費の減額になってございます。

以下、公債費につきましては財源の振替。

そして、予備費につきましては、予備費によりまして1,061万2,000円で調整させていただきました。

報告いたします。

○議長（佐藤孝義君） ただ今、説明が終わりました。

これをもって、専決歳1号から11号までは報告済みといたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎令和5年度只見町繰越明許費繰越計算書（一般会計）

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第6、報告第2号 令和5年度只見町繰越明許費繰越計算書（一般会計）を議題とします。

議案の説明を求めます。

総務企画課長、増田栄助君。

○総務企画課長（増田栄助君） それでは、報告第2号 令和5年度只見町繰越明許費繰越計算書、一般会計分についてご報告申し上げます。

令和5年度で事業完了しなかった部分について繰越をさせていただくものですが、事業ごとに若干説明をさせていただきます。

ユネスコエコパーク推進協議会事業ということで、これにつきましては定期報告書の英訳をする部分ですが、定期報告書の内容確定が1月にずれ込んだということで繰越をさせていただくものがあります。

国有林野変更貸付申請測量業務という部分につきましても、境界確定に時間を要し、年度の完了ができなかったものがあります。

戸籍住基等システム改修につきましては、デジタル手続法に基づきまして戸籍システムの改修を行うものでございましたが、国の仕様変更等がありまして年度内完了ができなかったものがあります。

電力・ガス・食料品等価格高騰対策重点支援事業につきましては、6年度におきまして新規対象者が発生した場合に係る給付ということで繰越をさせていただくものがあります。

薪ボイラー導入推進事業につきましては、実施設計、また薪ステーション内の薪置き場とフォークリフトの購入に係る部分でございます。これについても年度内の完了ができなかったということで繰越をさせていただいております。

消防団機材等整備事業につきましては、消防ポンプ自動車の購入費でございますが、これについても車両の品薄等により納品が困難になったものがあります。

最後、指定文化財保存修繕事業ということで、叶津番所の浄化槽修繕でございますが、これについても工事着手がちょっと冬期間となり、工事施工が年度内に完了できなかったということでの繰越となっております。

合計で翌年度繰越額が8,095万3,000円。国庫支出金の未収金が1,234万4,000円。町債が6,010万円。一般財源が850万9,000円ということで繰越をさせていただいたものがあります。

以上です。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これをもって、報告第2号 令和5年度只見町繰越明許費繰越計算書（一般会計）は報告済みとします。



◎令和5年度只見町繰越明許費繰越計算書（集落排水事業特別会計）

○議長（佐藤孝義君） 次に、日程第7、報告第3号 令和5年度只見町繰越明許費繰越計算書（集落排水事業特別会計）を議題とします。

議案の説明を求めます。

町民生活課長、増田功君。

○町民生活課長（増田 功君） 報告第3号 令和5年度只見町繰越明許費繰越計算書（集落排水事業特別会計）でございます。

こちら、事業名にございますけども集落排水施設機能強化事業ということで、梁取地区、梁取の施設を廃止いたしまして、そちらの管をですね、直接、施設を通さないで大倉のほうに繋ぐ工事ございました。こちらのほう、舗装の本復旧工事でありまして、管路工事完了後に舗装工事ということでありましたけれども、管路工事の進捗が遅れたことによりまして冬期間に入り、合材プラントの運転が停止しましたので舗装工事の施工が不可能となったため繰り越させていただくものでございます。

翌年繰越額でございますけども、1,232万円でございます。財源の内訳につきましては町債1,120万円でございます。一般財源1,120万円でございます。

以上です。

すみません。失礼しました。一般財源112万円ございました。失礼いたしました。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これをもって、報告第3号 令和5年度只見町繰越明許費繰越計算書（集落排水事業特別会計）は報告済みとします。



◎日程の追加

○議長（佐藤孝義君） ここでお諮りします。

町長より、議案第49号 工事請負契約の締結について、議案第50号 工事請負契約の

締結について、同意第5号から同意第11号 朝日財産区管理委員の選任につき同意を求めることについてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第9とし、日程第8以下を繰り下げて審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号から同意第11号までを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第9として議題とすることに決定しました。

追加議案及び資料を配付させます。

〔追加議案及び資料配付〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第49号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 追加日程第1、議案49号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 議案第49号 工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

次のとおり工事請負契約を締結するものです。

その前に、資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 許可します。配付してください。

〔資料配付〕

○農林建設課長（星 一君） 議案第49号 工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。

次のとおり工事請負契約を締結するものです。

1、契約の目的、除雪機械格納庫建設工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、6,710万円。4、契約の相手方、福島県南会津郡只見町大字檜戸字二本柳1437

の1、永洗建設株式会社、代表取締役、美馬典昭でございます。

ただ今お配りしました49号資料をご覧いただきたいと思えます。

入札につきましては令和6年6月6日に実施をいたしました。予定価格については税抜きで6,159万円でございます。入札参加につきましては5者を指名し、入札を実施をいたしまして再入札によって永洗建設株式会社が落札をされたものでございます。

本議案につきましては、蒲生、宮原地内の旧蒲生分校敷地に除雪機械3台分の格納庫を整備するものでございます。工期といたしましては議決の翌日から令和6年12月末を予定をしております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第49号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第50号の上程、説明、質疑、採決

○議長（佐藤孝義君） 追加日程第2、議案50号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

農林建設課長、星一君。

○農林建設課長（星 一君） 議案の説明の前に資料の配付を許可いただきたいと思います。

○議長（佐藤孝義君） 許可します。配付してください。

〔資料配付〕

○農林建設課長（星 一君） 議案第50号 工事請負契約の締結についてをご説を申し上げます。

次のとおり工事請負契約を締結するものです。

1、契約の目的、橋梁補修工事（辰目沢橋）。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、5,049万円。4、契約の相手方、福島県南会津郡只見町大字大倉字上田162番地1、株式会社南会西部建設コーポレーション南会津事業所、取締役、大瀧浩之でございます。

先ほどお配りしました資料をご覧いただきたいと思います。

入札日時でございますが、令和6年6月12日に執行をいたしました。予定価格については4,608万2,000円でございます。税抜きで4,608万2,000円でございます。6者を指名をいたしまして、株式会社南会西部建設コーポレーション南会津事業所が落札をしたものでございます。

本議案につきましては、町道小林・塩ノ岐線、柳原と芦沢間に架かる橋でございます。橋の長さは21.1メートルでございます。こちら5年に一度の橋梁点検により修繕を要する橋梁とされたことから今回補修工事を行うものでございます。工期といたしましては、議決の翌日から令和7年1月末日を予定をしております。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第50号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

ここでお諮ります。

追加日程第3、同意第5号 朝日財産区管理委員の選任につき同意を求めることについてから、追加日程第9、同意第11号 朝日財産区管理委員の選任につき同意を求めるについては、一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認め、追加日程第3 同意第5号 朝日財産区管理委員の選任につき同意を求めることについてから、追加日程第9、追加日程第11号 朝日財産区管理委員の選任につき同意を求めることについては、一括議題とすることに決定しました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎朝日財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（佐藤孝義君） 追加日程第3、同意第5号 朝日財産区管理委員の選任につき同意を求めることについてから、追加日程第9、同意第11号 朝日財産区管理委員の選任につき同意を求めることについてを一括議題とします。

地方自治法第117条の規定により、菅家忠君の退場を求めます。

〔4番 菅家 忠君 退室〕

朗読を省略して、直ちに議案の説明を求めます。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） ただ今、一括議題に付されました同意第5号 朝日財産区管理委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

朝日財産区管理会条例第3条の規定により、次の者を財産区管理委員として選任したいので、議会のご同意をお願いするものでございます。

住所、只見町大字楢戸字上ミ方441番地、横山平。生年月日は記載のとおりでございます。

次に、同意第6号。同理由によりまして、只見町大字小川字肘折9番地の2、目黒直也。生年月日は記載のとおりでございます。

次に、同意第7号。同理由によりまして、只見町大字福井字後田1086番地、酒井敏紀。生年月日は記載のとおりでございます。

次に、同意第8号。同様でございます。只見町大字黒谷字町512番地、菅家達朗。生年月日は記載のとおりでございます。

次に、同意第9号。同様でございますが、只見町大字黒谷字田中1198番地、大塚純一郎。生年月日は記載のとおりでございます。

次に、同意第10号。同様の考え方で、只見町大字長浜字居廻516番地、酒井仁。生年月日は記載のとおりでございます。

そして、最後になりますが、同意第11号で、只見町大字亀岡字山崎534番地の1、齋藤博俊。生年月日、記載のとおりでございます。

以上の方々につきましては、議会のご同意を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（佐藤孝義君） この案件は人事案件ですので、質疑・討論は行わず採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略して採決いたします。

また、この採決は起立によって行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、この採択は起立によって行います。

同意第5号 朝日財産区管理委員の選任につき同意を求めることについてから、同意第11号 朝日財産区管理委員の選任につき同意を求めることについてを原案のとおり可決するに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐藤孝義君） 起立多数です。

よって、同意第5号から第11号は原案のとおり可決されました。

菅家忠議員の復席を許可します。

〔4番 菅家 忠君 入室〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書

○議長（佐藤孝義君） 日程第8、請願6-3 国の被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。

陳情6-3については、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会に付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情6-3については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

この採決は起立によって行います。

陳情 6－3 を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

[起立多数]

○議長（佐藤孝義君） 起立多数です。

したがって、陳情 6－3 については採択とすることに決定しました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書（案）

○議長（佐藤孝義君） 日程第 9、発議第 2 号 県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

山岸国夫君。

8 番、山岸国夫君。

提案者は登壇願います。

[8 番 山岸国夫君 登壇]

○ 8 番（山岸国夫君） 発議 3 号。提案者、山岸国夫。以下、

失礼いたしました。発議 2 号です。

提案者、山岸国夫。賛成者、鈴木好行、目黒道人、菅家忠、平山真恵美、角田誠の 5 名で
あります。

県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書の提案です。

福島県内の学校給食費無償化の現状は 6 年前までは 11 自治体でありました。現在は 35
自治体となり、59 パーセントを示しております。

また、一部補助の自治体も 19 市町村に及び、値上げ分の補助を加えれば 95 パーセント
を超える自治体が何らかの形で学校給食費の保護者負担軽減の措置をとっております。

また、都道府県においても、青森県は今年 10 月から全県で小中学校無償化を実施しまし
た。

また、和歌山県や東京都では給食費の 2 分の 1 を支援し、東京 23 区では今年度から全区

で無償化されるなど、学校給食費の無償化の流れは全国的にも広がっております。

教育における学校給食の意義についての評価の高まりが背景にあると思われま

す。6月13日の福島民報の報道によりますと、全国の公立小学校の自治体の調査、報道記事としてありました。この中では2023年9月時点で全国の3割の自治体が給食費を無償化しておるとい

う報道もあります。よって、県が早急に学校給食費の無償化を実現して国にも促していくという意味での今回の提案であります。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

提案者は席にお戻りください。

〔8番 山岸国夫君 復席〕

○議長（佐藤孝義君） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

発議第2号 県として学校給食費無償化を実施することを求める意見書（案）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎学校給食費無償化を実施することを求める意見書（案）

○議長（佐藤孝義君） 続いて、日程第10、発議第3号 学校給食費無償化を実施することを求める意見書（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

山岸国夫君。

8番、山岸国夫君、登壇願います。

〔8番 山岸国夫君 登壇〕

○8番（山岸国夫君） 発議第3号。提案者、私、山岸国夫。賛成者、鈴木好行、目黒道人、菅家忠、平山真恵美、角田誠議員であります。

学校給食費無償化を実施することを求める意見書（案）の提案であります。

学校給食無償化については、先ほど全国的な状況、福島県の状況も提案説明の中で述べました。今回の国への意見書案は、憲法26条で義務教育は無償とすることが定められていること。また、学校給食法においては、学校給食は教育の一環として明記されております。食育基本法でも学校給食が教育として位置づけられており、学校給食が義務教育無償の対象となることは明らかであります。現在は学校給食無償化、それぞれの自治体の努力によって行われておりますけれども、本来は国が行うべきものと考えます。

教科書無償化と同様の処置を国がとることを求めるものであります。

どうか皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

提案者は自席にお戻りください。

〔8番 山岸国夫君 復席〕

○議長（佐藤孝義君） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

発議第3号 学校給食費無償化を実施することを求める意見書（案）は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 異議なしと認めます。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（佐藤孝義君） ここでお諮りします。

矢沢明伸議員より、発議第4号 被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第10として、以下、日程を繰り下げ審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号を日程に追加し、追加日程第10として議題とすることに決定いたしました。

資料を配付させます。

〔資料配付〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）

○議長（佐藤孝義君） 追加日程第10、発議第4号 被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

9 番、矢沢明伸君、登壇願います。

〔9 番 矢沢明伸君 登壇〕

○9 番（矢沢明伸君） 発議第 4 号。提案者、私、矢沢であります。賛成者につきましては記載のとおり 4 名の方でございます。

被災児童生徒就学支援等事業継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書(案)。

上記の議案のとおり、只見町議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出します。

裏面をご覧ください。

被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書(案)。

東日本大震災から 1 3 年が経過しました。

〔「説明省略」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤孝義君） 説明省略の意見がありましたので、しばらくお待ちください。

これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

提案者は自席にお戻りください。

〔9 番 矢沢明伸君 復席〕

○議長（佐藤孝義君） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

発議第 4 号 被災児童生徒就学支援等事業の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議員の派遣について

○議長（佐藤孝義君） 日程第11、発委第3号 議員の派遣についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、酒井右一君。

○議会運営委員長（酒井右一君） 発委第3号 議員の派遣について。

提案者、議会運営委員会委員長、酒井右一。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法100条第13項及び只見町会議規則第127条の規定により提出いたします。

裏面になっておりますが、議員の派遣について。

本議会は、次のとおり議員を派遣するものとする。

一つ、南会津地方町村議会議員大会。目的、議会の活性化に資するため。派遣場所は桧枝岐、東雲会館。期間、令和6年7月9日の1日間。派遣議員は全員の12名でございます。

二つ目、国道289号八十里越地点開発促進期成同盟会及び事業概要説明会出席のため。目的、八十里越地点開発事業促進のため。派遣場所、三条市、漢学の里、諸橋徹次記念館。期間、令和6年7月24日から25日の二日間。派遣議員、只見町議会議員12名でございます。

以上であります。

○議長（佐藤孝義君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

提案者は自席にお戻りください。

〔3番 酒井右一君 復席〕

○議長（佐藤孝義君） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

発議第3号 議員の派遣については原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎6月会議以降における正副議長・議員の公務出張等について

○議長（佐藤孝義君） 続いて、6月会議以降における正副議長・議員の公務出張等についてお諮りいたします。

6月会議以降の活動及び各種常時、会議等への出席など、議会の公務出張の必要がある場合はその都度、議長の承認、指名により行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（佐藤孝義君） ご異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎町長あいさつ

○議長（佐藤孝義君） ここで、町長より、発言の申出がありましたので、これを許可します。

町長、渡部勇夫君。

○町長（渡部勇夫君） ただ今、議長より発言の許可をいただきましたので、令和6年只見町議会6月会議が散会されるにあたりご挨拶申し上げます。

本6月会議は、去る11日から本日までの4日間にわたり開催され、本日の追加議案等も含めまして慎重審議のうえ可決を賜りまして誠にありがとうございました。

また、一般質問につきましては、11名の議員の方々から一般質問をいただきました。それぞれ、喫緊の診療所や医療の体制はじめ、喫緊の課題や、またあの、生活に根差した防災、河川の堆砂の問題であるとか、身近な課題もご質問いただきました。

そしてあの、子どもたちに対しては認定こども園とか、子ども・子育て支援計画、健やかな子どもたちの成長をどのように図っていくのかというご提案も含めてご質問いただきました。

そして、ご高齢の方々の難聴者の補聴器対策、重ねてご質問いただいて大変恐縮ではございますが、いただいております。

またあの、今後、観光に力を入れていくにあたって、公認ガイドの様々な方々への取り組みをどのようにしていくのかと。また、そもそも観光地としてどのような力の入れ方をしていくのかと、様々ございました。

そして、人口減少、少子化というのが根底にございますので、こういった、これはあの、もう、それ自体が課題ではなくて、それは事実として、それに向かってどういう取り組みをしていくのかという根幹に関わるご指摘もいただいたところでございます。

そういったことで日常の買い物支援、また、年々、高齢化が進む中で土地の所有、山林含めまして相続登記の問題等々、まさに多岐にわたってご質問を賜ったところでございます。

これにつきましても、私はじめ担当課長等がそれぞれ真剣に答弁させていただきましたが、まだまだ承って検討させていただき並びに研究・勉強させていただきというところでお答えさせていただいたところも多くございますので、それをこの後、しっかりと検討・研究したうえで、なるべく早い段階で皆様にその考え方、たたき台となりますが、お示ししたうえで、さらに皆様からご意見・ご提言をいただいて、より良い政策に反映させていきたいというふうに思いますので、引き続きのご指導とご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

結びにあたりまして、先月、5月30日に薪ステーションの開所式がありまして、皆さん、ご臨席賜りありがとうございました。また、今月は6月30日に南会津広域消防署只見出張所がまたオープンいたします。また、それにつきましても引き続きご臨席を賜りたくお願い申し上げます。

これから益々、暑くなってまいります。また、今年は、今年といたしますか、昨年から今年

にかけて、浅雪で本当に農業用水はじめ、渇水対策心配されます。と同時に、また線状降水帯による豪雨災害の警戒もしていかなければいけません。そういったことを皆様方とともに日々、真剣に取り組んでまいりたいと思いますので、引き続きのお力添えを賜りたく思います。

そして、皆様方の益々のご健勝とご活躍をお祈り申し上げまし充て、6月会議散会にあたっての御礼の挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長（佐藤孝義君） ありがとうございます。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議長あいさつ

○議長（佐藤孝義君） 6月会議の終了にあたりまして、議長からも一言、御礼とご挨拶を申し上げます。

今回の6月会議は四日間という期間でありましたが、私も初めての議長、それから新人の議員の方々、初めての一般質問だったと思います。本当に慎重審議いただきまして、日程どおり全て終了することができました。

本当にありがとうございます。

町当局におかれましては、一般質問並びに議案審議の中で各議員から出されました厳しい意見あるいは提言について、特に留意され町政の執行にあたられますようお願いいたします。

議員各位におかれましては、これから日増しに暑くなります。体調の管理には十分注意され、ご活躍いただきたいこと、お願いいたします。

私の御礼の挨拶といたします。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（佐藤孝義君） 上着の着衣を求めます。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労様でした。

(午後 2 時 1 4 分)

